

## 安全運転管理者事業所の交通事故発生状況

宮城県安全運転管理者事業主連合会・(一社)安全運転管理者協会

## ～ 5 月末現在の状況～

## 1 特徴

- 5 月中、安全運転管理者選任事業所に係る死亡事故の発生はありません。
- 発生件数は対前年同期比 67 件の減少となっています。
- 業務中、通勤中、業務外の全てで減少、通勤中の減少が顕著です。
- **飲酒事故**は通勤中 1 件、業務外に 4 件発生しています。(前年比+2 件)
- 県全体の交通事故の内、安管選任事業所の事故率は **12.6%**です。
- 発生 354 件中、169 件 (**47.7%**) が**追突事故**、依然として高水準！
- 通勤中の事故が **22.2%減少** → -37 件中の 35 件が**追突事故の減少**です。

## 2 前年との比較

安管事業所の全事故	区分	発生件数	死亡事故		負傷者		
			件数	死者	重傷	軽傷	計
	本年	354	1	1	28	446	474
前年	421	3	3	30	489	519	
増減	数	-67	-2	-2	-2	-43	-45
増減	率	-15.9	-66.7	-66.7	-6.7	-8.8	-8.7

## 【目的別発生状況】

区分		発生件数	死亡事故		負傷者		
			件数	死者	重傷	軽傷	計
業務中の事故	本年	90	0	0	11	115	126
	前年	99	1	1	6	116	122
	増減	-9	-1	-1	5	-1	4
通勤中の事故	本年	130	0	0	9	150	159
	前年	167	2	2	13	185	198
	増減	-37	-2	-2	-4	-35	-39
業務外の事故	本年	134	1	1	8	181	189
	前年	155	0	0	11	188	199
	増減	-21	1	1	-3	-7	-10

## 3 県全体との比較

区分	発生件数	死亡事故		負傷者		
		件数	死者	重傷	軽傷	計
宮城県全体の事故	2,812	21	22	231	3,303	3,534
安管事業所の事故	354	1	1	28	446	474
割合	12.6%	4.8%	4.5%	12.1%	13.5%	13.4%

各地区会ごとの交通事故発生状況(単月)

【5月単月】

単位:人

ブロック	地区会	業務中の事故			通勤中の事故			業務外の事故			合計		
		死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷
中央	仙台中央			2			1			2			5
	仙台南		1	1		2	1			3		3	5
	仙台北						1			2			3
	仙台東		1	5			6			8		1	19
	泉		1	2			2			1		1	5
	塩釜			1		1	3			1		1	5
	岩沼						2						2
	黒川												
沿岸	石巻			3			3			3			9
	気仙沼								1				1
	佐沼												
	登米												
	河北						1						1
	南三陸												
	古川						2			1			3
仙北	遠田												
	若柳		1	1								1	1
	築館												
	大崎西												
	加美						4						4
	柴田						1			3			4
仙南	白石					1	2			1		1	3
	角田												
	亶理			1									1
	計		4	16		4	29			26		8	71

※ 5月は重傷事故が増加、しかも業務中に重傷事故が多発しています！

各地区会ごとの交通事故発生状況(累月)

【1月~5月】

単位:人

ブロック	地区会	業務中の事故			通勤中の事故			業務外の事故			合計		
		死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷
中央	仙台中央			16			20			24			60
	仙台南		2	7		2	10			13		4	30
	仙台北			8		1	7			11		1	26
	仙台東		5	27		1	30		1	32		7	89
	泉		1	7			10			10		1	27
	塩釜		1	3		1	15			8		2	26
	岩沼			8			7		5	8		5	23
	黒川			1			10			7			18
沿岸	石巻			12		1	5			23		1	40
	気仙沼							1	3	1			3
	佐沼			1			2			2			5
	登米			2		1						1	2
	河北			4			1						5
	南三陸						2						2
	古川			4			8		1	13		1	25
仙北	遠田					1	2			1		1	3
	若柳		1	2			2			1		1	5
	築館						1		1			1	1
	大崎西												
	加美			2			6			1			9
	柴田			4			3			8			15
仙南	白石			4		1	6			7		1	17
	角田			1			1			4			6
	亶理			1		2			5			1	9
	計		11	115		9	150		1	8	181	1	28

※ 業務中の追突事故が40.0%まで減少しました。前月より1.9%減少！

## 「運行供用者責任」と「使用者責任」の解説

### 自動車損害賠償責任法

#### 第3条（運行供用者責任）

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

### 民法

#### 第715条（使用者等の責任）

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであつたときは、この限りでない。

使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

### 社用車運転中の事故における問題点

- 業務終了後に帰社する途中の事故や、社用車で通勤が認められていた場合の通勤途中の事故についても使用者責任を免れることは困難とされています。
- 従業員が勤務時間外などに社用車を無断で私用運転していた事例について、裁判例では、たとえ私用運転であっても、社用車が使用されるに至った事情、私用運転と業務との関連性、社用車を業務で使用していた頻度、過去の無断私用運転の有無等を考慮して、企業が社用車の私用運転を黙認していたと評価される場合には、使用者責任等が肯定される傾向にあるようです。

### マイカー運転中の事故（業務中の事故）の問題点

- 自家用車の業務上の使用を会社が認めていた場合には、その外形や運行支配・運行利益の観点から社用車と実質的に同一の評価がなされ、使用者責任等を免れることは困難とされているようです。自家用車の使用を原則として禁止していたとしても、例外的に使用を認めた場合に起きた交通事故についても同様に考えられているようです。
- 自家用車を業務で使用することを全面的に禁止していたにもかかわらず、従業員が無断で自家用車を業務で使用していた場合には、使用者責任等は否定されるのが通常のようなようです。

## マイカー運転中の事故（通勤中の事故）の問題点

- 下級審裁判例のなかには、通勤手当（ガソリン代）が支給されていたこと、任意保険未加入であることを黙認していたこと等から使用者責任等を肯定した事例もあります。（福岡地飯塚支判平成 10 年 8 月 5 日判タ 1015 号 207 頁）
- 建設会社の従業員がマイカーで工事現場から会社の寮に帰る途中で起こした人身事故について、会社は日頃から従業員が寮から工事現場に通勤するための交通手段として従業員のマイカー使用を黙認しており、また、会社の建物に隣接する駐車場を従業員のマイカー駐車場として使用することを認めていた場合は、会社は従業員のマイカー運行について指導監督をなし得る立場であったとして、会社の運行供用者責任を認めました。（最判平成元年 6 月 6 日交民 22 卷 3 号 551 頁等）
- これに対し、会社の従業員が、マイカーを運転して帰宅する途中で人身事故を起こした事例で、会社が従業員に対しマイカー通勤を禁止していた場合には、会社は運行供用者責任を負わないとした判決もあります。（大阪地判平成 18 年 12 月 13 日交民 39.6. 1703）

～ 以上は極一部の判例です ～

これらを踏まえて

### 運転管理上の着眼事項

- ☆ 社用車の使用ルールや鍵の保管方法を厳格に定める。
- ☆ 社用車の使用・保管状況を会社側で常に把握できるよう管理しておく。
- ☆ 社用車の車両の整備や任意保険の加入状況の管理をしっかり行う。
- ☆ 従業員の運転資格や運転技術・事故歴についても確認しておく。（運転記録証明書による確認）
- ★ マイカーを例外的に使用する場合には上司の許可を必要とすることを周知徹底する。
- ★ マイカーに対しても任意保険の加入を義務付ける。
- ※ これらのことを社内規定に明記し社員に周知徹底する。
- ※ 企業としての社会的責任を果たすためには、従業員が交通事故の加害者となることがないように、従業員に対する安全運転、飲酒運転の禁止などの指導教育を徹底するなど、日頃からの企業努力を行う。